

5 セキュリティ・公開資料・準備期間について

1 セキュリティ対策

高度な個人情報扱うため、以下のセキュリティ対策を実施します。

1.オンラインによる請求の場合

国が定めている「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に沿ったセキュリティ対策を講じる予定です。

- 電子証明書による認証
- ユーザIDによる認証
- データの暗号化

※レセプトオンライン請求をされている保険者は、現在使用している通信回線及び電子証明書をそのまま使用できます。
※現行のオンライン請求のセキュリティ対策は、支払基金ホームページ <http://www.ssk.or.jp> をご覧ください。

2.電子媒体による請求の場合

暗号化し、セキュリティを確保します。なお、暗号化ソフトは、支払基金から配布する予定です。

2 公開資料

(1)「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」

■特定健診等の基本的なルール・枠組みを整理したもの

『厚生労働省ホームページ：医療制度改革関連資料』<http://www.mhlw.go.jp> で確認できます。

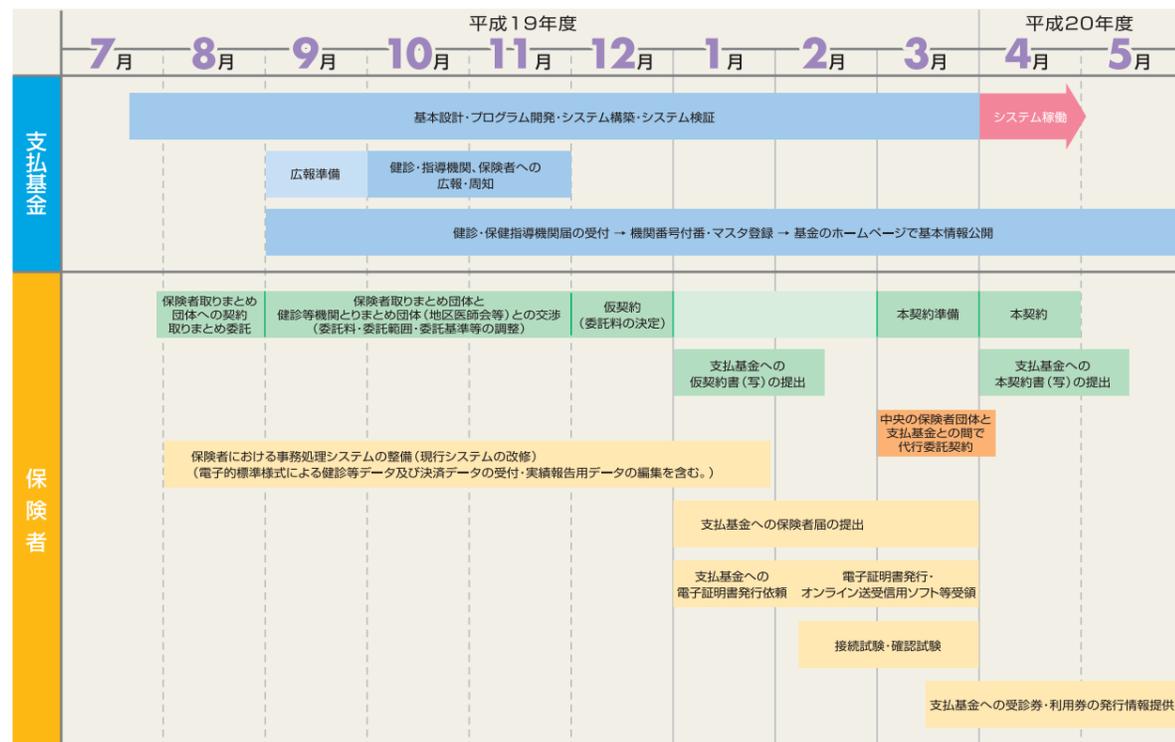
(2)請求データの記録方法

■記録方法は、国が定める「電子的な標準様式」によります。「電子的な標準様式」は、

『健診データの電子的管理の整備に関するホームページ』<http://tokuteikenshin.jp> で確認できます。

3 準備期間

●本稼働までの準備スケジュール



Q&A ご利用についての疑問にお答えします。

Q 保険者として、支払基金を代行機関として利用するには何をすればよいか、具体的に教えてほしい。

A 登録方法や登録までに至るスケジュール等の概略については、左図（P9）において示しているとおりです。集合契約の参加を決められた保険者は、以下の手続きが必要となります。

(1)代表保険者以外の保険者【左図の黄色部】

- ①事務処理システムの整備（現行システムの改修）を行います。
- ②受診券・利用券の発行管理と窓口負担方式を決めます。
- ③来年1月以降に、支払基金へ保険者届を提出します。
- ④オンラインでデータの授受を希望される場合は、電子証明書の発行依頼も併せて行います。電子証明書の発行及びオンライン送受信ソフトを受領した後、接続試験・確認試験を行います。
- ⑤支払基金へ受診券・利用券の発行情報を提供願います。

(2)代表保険者（取りまとめ団体）【左図の緑色部】

- 代表保険者は上記(1)に加えて、以下の手続きが必要となります。
- ①健診等機関の取りまとめ団体や医師会等と委託料・委託範囲・委託基準等について交渉します。
 - ②12月頃までに、集合契約の仮契約を結びます。
 - ③来年1月以降に、支払基金へ仮契約書（写）を提出します。
 - ④4月以降に、集合契約の本契約を結びます。
 - ⑤本契約後、支払基金へ速やかに契約書（写）を提出します。

(3)3月以降に中央の保険者団体と支払基金との間で代行委託契約【左図のオレンジ部】

Q 支払基金は健診等データの何をチェックするのか？保険者は何をチェックすればよいのか？

A 支払基金における点検は、特定健診等の検査項目の漏れがないかどうかや、契約条件に基づく費用負担額のチェックなどの事務的な点検のみ行います。

保険者における点検は、支払基金で受付けたデータの中で被保険者の資格確認について保険者へ照会しますので、その確認（資格誤りの場合は、月末までに返戻）を行います。

Q 人間ドックについて、支払基金での代行処理の取り扱いはどうなるのか？

A 人間ドックについても、受診者情報に基づき、支払基金で代行処理により現物給付化が可能です。ただし、この場合、人間ドックの健診項目が特定健診の項目を全て網羅することが必要です。人間ドックは項目数を任意に設定できますから、人間ドック全体の費用について支払基金ではチェックできません。従って支払基金での代行処理は、保険者負担の上限のみをチェックし、人間ドック全体の費用決済を行います。

Q 社会保険の被保険者「本人」に特定健診等を実施する場合、支払基金で代行処理は行えるのか？

A 被保険者「本人」については、事業主健診（労働安全衛生法に基づく健診）が優先ですが、事業主が保険者に委任して受診券・利用券が発行され、その内容が契約情報や受診券・利用券の発行情報と合致していれば、代行処理は可能です。

Q オンラインで健診等データを受けたいが、保険者の登録はどうすればよいか？

A まず、初めに特定健診等に関する保険者届を提出（提出時期はH20年1月以降）する必要があります。この届出用紙には、データの送信（送付）先やデータ送信方式（オンライン、電子媒体（CD-R、DVD-R）の別）の記載がありますので、当該届出書の所定欄にチェックを付した後、貴保険者が希望する方法によりデータ送信（送付）します。
なお、届出用紙については、基金ホームページからダウンロードできます。届出用紙の所定事項記載の上、所在する支払基金支部へ提出願います。※届出用紙の支払基金ホームページ登載は、H19年12月下旬を予定。

Q 健診センター（直営）を持っているが、他の保険加入者が利用する場合は、健診等機関番号を取得する必要があるのか？

A 健診センターが運営元の保険者の加入者のみに特定健診等を行う場合には、機関番号の取得は不要ですが、ご質問にあるように、他の保険加入者が利用する場合には、機関番号の取得が必要です。

Q 支払基金は、健診等費用決済に係る代行業務の他に、特定健診等に関連する業務を行うと聞いているが、それは何か？

A 支払基金の役割として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく法定業務として、保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務があり、支援金の加減算の算定のために、保険者から毎年度加入者数及び特定健診等の実施状況等の報告（初回報告は平成21年秋）を求める業務があります。

